

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第4号ア中「第6条第2項第1号」を「第6条ただし書」に改め、同号イ中「第6条第2項第2号ア」を「第43条の4第3項第1号」に改め、同号ウ中「第6条第2項第2号イ」を「第43条の4第3項第2号」に、「同号イ」を「同号」に改め、同条第5号エ中「第7条第4号」を「第7条第5号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「第7条第3号」を「第7条第4号」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第7条第2号」を「第7条第3号」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 建築基準条例第7条第2号の規定の適用を受けるとき 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されていることを明示した図書

第6条中「第6条第13項」を「第6条第7項」に改める。

第10条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 建築基準条例第43条の4第3項第2号の規定による認定 別表第2 1の項、2の項及び4の項に掲げる図書並びに基準時建築物の床面積を証する図書
第19条の4第1号中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)